る知らせ版

(平成28年10月15日発行) **No64**

浪江町を離れ、避難生活を余儀なくされている町民の皆さんへ、 各種情報をお届けします。

※平成28年10月3日現在の情報を掲載しています。今後、内容が変更さ れることもありますので、あらかじめご了承ください。

発行 浪江町役場復興推進課

〒964-0984

福島県二本松市北トロミ573番地 代表TEL 0243 (62) 0123 直通TEL 0243 (62) 4731 http://www.town.namie.fukushima.jp *毎週土・日・祝祭日は閉庁日です。



回続回 ホームページの情報は携帯でも などないご覧いただくことができます。 回続時

QRコードをご利用ください。▶

しが

まい

ょ

ょ

オー

いな

み・まるし

え

■ 【はコートをこ利用ください。 ■ 遠江町公式フェイスブック・ページ 「 「つながろうなみえ」町からのお知 「 らせや写真などがご覧いただけます。 ■ とと味



TEL 問 産業振 2 4 0 課 商 工労働

日となりますので、 方向けのオープンは、 典の 月27日は、 み行います。 オープ ご注意く 10 ニン 月 般 28の 般

待ち しください。 しています。 皆さま

配くださ の機 一会に、 ぜ ひ浪 のご来場、 江 町

ジ 企 日来 が、ち 品へ 1 の \mathcal{O} \mathcal{O} i 5 オ 乡、 の当たる抽場 、スツ 記念品。 小場さ 進 ~ 復 プニン Ì 10 10 画 グ め 顚 が 月 Ź 1 行 27 $\hat{\sigma}$ れた先着3 30 卜 -ベントを ングイベ 様子 を 日木に決定 場 日 1 0) プレゼントや わ -も予定-た仮 選会、 奉庁 詳 れ (日) 記 , ます。 をご の 3 細 え ント じ、 設 ージ等でご 舎 開 してい 商業施 各種ステ 覧いただけ 0 \Box σ しまし 催 また、 0名 -では、 10 南側 1 間 オ ・豪華 7 月 ・ます。 ま 0 オ 28 す。 「ま ĺ 方 各 町 景 \exists

平成28年度 臨時福祉給付金、障害・遺族基礎年金 受給者向け給付金の申請受付を開始しました

平成26年4月に実施した消費税率引き上げによ る影響を緩和するため、所得の少ない方を対象に、 「臨時福祉給付金」と「障害・遺族年金受給者向け 給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」が支 給されます。

対象となる可能性がある方へ、9月下旬に青色の 封筒で申請書兼請求書をお送りしていますので、必 要事項をご記入いただき、必要となる書類(本人確 認書類など)と一緒に提出してください。

平成28年度臨時福祉給付金

■支給対象者

次の①~③の全てに該当する方

- ①平成28年1月1日時点で浪江町に住民登録がある方
- ②平成28年度の町民税が課税されていない方(課税 者の扶養親族になっている方は除く)
- ③生活保護を受給していない方
- ※支給決定前に死亡した方は支給対象外となります。

■支給額

支給対象者1人につき、3千円

障害・遺族基礎年金受給者向け給付金

■支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、 平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等 を受給している方が対象です(ただし、平成28年5 月~8月に申請受付をしていた「高齢者向け」臨時

- 福祉給付金を受給した方は対象外となります)。
- ※浪江町は平成28年度臨時福祉給付金と併せての 申請受付となります。

■支給額

支給対象者1人につき、3万円

共 通 事 項

■受付期限

12月28日(水)まで(期限厳守)

返信用封筒による郵送、または窓口(浪江本庁舎 または、二本松事務所、各出張所)へご提出ください。

■給付審査

給付審査の際、必要書類(申請する方全員分の本 人確認書類、および振込先を新たに変更される場合 は通帳かキャッシュカードの写し)に不足があると、 申請を受付することができません。不備がないかご 確認の上、提出してください。

また、町民税の課税・非課税を判定するために、 平成28年度の町民税の申告が必要です。収入・所得 が無い場合でも、未申告の場合は給付対象にならな いことがありますので、お早めに申告してください。

■給付方法

審査後、支給対象と認められた方へ支給決定通知 を送付の上、給付金を指定口座に振込みます。なお、 申請受付から振込みまでに2か月程度かかります。

問介護福祉課福祉係 ■ 0243(62)4737

加入している方へ 国民健康保険に

「医療費のお知らせ」を送付

療について関心をお持ちいただ らせすることにより、 ためにお送りするものです。 くとともに、国民健康保険制度 に対する理解を深めていただく 国民健康保険医療費のお知 医療費の総額をお知 健康や医

でご了承ください お送りすることはできませんの 様宛てにお送りします。 半年間に受診した医療費につい て、世帯ごとに作成し、世帯主 方が平成28年2月~7月までの 国民健康保険に加入している 個別に

旬より順次発送する予定です。 「医療費のお知らせ」の内容 医療費のお知らせは、 11 月 上

①受診者氏名

関等を受診した方がいれば、 世帯の中で、 その方のお名前を表示しま 加入し、対象期間中に医療機 国民健康保険に

②医療機関等の名称

関は「〇〇都道府県医療機関 受診した病院や薬局名を表示 と表示されます。 します。福島県以外の医療機

③受診年月

受診した年月を表示します。 平成28年2月~7月の期間で

4入通区分

入院、 表示します。 通院、 調剤等を

⑤ 日 数

表示します。 その月の受診日数 (回数) を

⑥医療費の額

書作成料等)は含みません。 かかった医療費の総額を表示 該当の医療機関等で1か月に します。保険診療以外の金額 入院時の差額ベッド代、診断

⑦一部負担金額

支払った一部負担金を表示し

(注意事項)

• 今回送付するお知らせは、 費を請求するものではありませ 答できません。 問い合わせをいただいても回 事業ですので、 医療費の適正化を図るための とによる手続きはありません。 ん。また、通知を受け取ったこ 診療内容等の

用することはできません。 受けるための証明書として使 確定申告の際に医療費控除を

方は、 お知らせの送付を希望しない 課国保年金係までご連絡くだ 10月末までに健康保険

|医療費の適正化にご協力を

れる制度を維持するために、ご理 す増加していくことが予想されま 医療費は増加の一途をたどって

定期健診を受けましょう

期的に健診を受けましょう。 を防ぐことができます。 病気の早期発見により重症化 日頃から健康管理に努め、

りつけ医に受診しましょう。 負担となります。まずはかか れは免除の対象ではなく、 支払いが必要になります。 ると、初診時に「選定療養費」の 紹介状なしに大病院を受診す かかりつけ医を持ちましょう

重複受診はやめましょう

り体に悪影響を与える恐れが ばかりでなく、薬の重複によ かかると、医療費が増加する 同じ病気で複数の医療機関に

問健康保険課国保年金係 く設定されていますので、 効果がありますが、価格が安 薬品)は、 極的に活用しましょう

ご協力をお願いします。 誰もが安心して医療を受けら 少子高齢化に伴い、ますま

定

自己

あります。

ジェネリック医薬品を活用 ましょう

ジェネリック医薬品 先発医薬品と同じ (後発医

飼い犬の登録変更に

狂犬病予防法により、

ことになっています。 防法第4条により、 飼い犬については、

鑑札をご用意の上、現在犬を飼 変更をする必要がありますので、 育している住所地の市町村窓口 治体で飼っている場合、

られています。 生涯1回の登録と毎年1回の狂 日以上の犬を飼っている方は、 大病予防注射の接種が義務づけ ■登録について 生後 91

ている場所の自治体に登録する 犬を飼育し 狂犬病予

浪江町に登録のある犬を他自 . 所在地

ださい。

一犬が死亡した場合

|注射済票の交付について

問生活支援課住宅支援係 射を受けた場合は、 集合注射でなく動物病院等で注 付を受けることができます(発 提出することで、注射済票の交 を飼い犬の登録のある市町村へ 行手数料550円かかります)。 今年度、 浪江町の狂犬病予防 注射証明書

を開催します

テーマは「Enjoying Diversity」。多様性 もうという意味です。文字通りさま ざまな色が混じりあった生徒実行委員が企 画する本校初の文化祭です。

各クラスそれぞれの色を決めて個性あふ れる企画や文化部の発表、他にもたくさん のイベントが行われます。 「双来祭」にぜひ お越しください。

- 10月30日(日) ■日時 10時~14時30分
- ふたば未来学園高等学校 (双葉郡広野町大字下浅見川字築地12)

問 ふたば未来学園高等学校 生徒会担当 佐藤 TEI 0240(23)6825

現在犬を飼育している市町村で 数料3,000円かかります)。 の登録となります(新規登録手 新たに犬を飼う場合も同様に、

えて死亡届を提出してください。 登録のある市町村に鑑札を添

広報なみえ お知らせ版 No.64

で所在地変更の手続きをしてく

なみえタブレット通信

タブレット裏面に記載の問合せ番号 00001 ~ 09999 の方へ端末の交換を行います (メーカーによるリコール)

河木(ノ)父(投)を1丁し)まり (メーカーによるリコール) 平成27年1月~9月の間に配布したタブレットに、電波に関する不具合が見つかりました。 対象のタブレットをご利用の方は、新しいタブレットへの交換の手続きを取らせていただきます。詳しくは11月上旬に送付する「利用に関する調査(アンケート)」と共にご案内をお送りします。今後のお知らせに充分ご注意ください。

タブレットご利用中のすべての方へ

利用に関する調査(アンケート)を行います

現在のタブレット利用状況についての調査票(アンケート)を送付します。タブレットをお持ちの方は、必ずご返信いただく必要があります。

調査票(アンケート)送付時期 11月上旬~

操作方法に関するお問い合わせは、**浪江町夕ブレットサポートセンターへ 25** 080(0919)3287 受付時間9時~17時15分(平日のみ) ※通話料無料

圆 復興推進課 情報統計係 ■ 0243(62)4731 ■ 0243(22)4218

義援金の受付について

8月に発生した一連の台風による大雨で被災された方々の生活支援のため、次のとおり義援金を受け付けています。皆さまのご理解とご協力をお願いします。 いずれも、受付は平成28年10月31日(月)までです。

	福島県共同募金		日本赤十字社	
名 称	平成28年8月20日からの大雨(台風9・10・11号等)災害義援金	岩手県台風10号大雨 等災害義援金	平成28年台風10号等災害義援金	
義援金 受入れ金融機関	ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行	ゆうちょ銀行	東邦銀行南福島支店
□座番号	00180-9-361361	00130-2-387497	00100-6-324140	(普) 612633
□座名義	北海道共同募金会大 雨災害義援金	岩手県共同募金会台風 10号大雨災害義援金	日赤平成28年台風10 号等災害義援金	日本赤十字社福島県 支部
備考	ゆうちょ銀行・郵便局窓口で通常振込みの場 合、手数料は無料です。		ゆうちょ銀行・郵便局 窓口で通常振込みの 場合、手数料は無料 です。 受領証の発行を希望 する場合は、通信欄 に「受領証希望」と記 載してください。	東邦銀行窓口における同行間の送金手数 料は無料です。

【浪江町共同募金委員会・日本赤十字社浪江町分区 共通お問い合わせ先】

間二本松市北トロミ520 担当 池崎 1回0243(62)0877

開設します 特別相談窓口」を

ハラスメント対応

問福島労働局雇用環境・均等室 ージをご覧ください。

詳しくは、

福島労働

局ホ

4

024(536)4609

談を集中的に受け付けます。 事業主からのマタハラなどの相 しやすくなります。 育児休業や介護休業などが利用 業主に義務付けられます。 どのハラスメント防止措置が事 改正され、 成 「ハラスメント対応特別 29年1月1日より法律 いわゆるマタハラな で開設し、 法律改正に 労働者や また、

相談窓口

問い合わせ先 9月1日~12月28 開設期間 \Box

問福島県労働委員会事 福島市中町8-(521)7596(521)752 務局 9

• roudousoudan@pref.fuku shima.ig.jp

〉説明会

事業主・人事労務担当者等向

10 月 24 (月)

11月1日(火)

いわき新舞子ハイツ

ビッグパレットふくしま

11月4日(金)

福島グリーンパレス

11月18日金

いての説明会を開催します。

県内4会場で、

改正法に

労使困りごと相 口」のお知らせ

受け付けています。 秘密は厳守します。相談は、 をお受けします。 困りごとや疑問についての相談 相談ください。 ファックスや電子メールで随時 日の面談や電話での相談のほか、 退職、 場の 人間関係などに関 中で起きている、 相談は無料で お気軽にご する 亚

なりすまし詐欺にご注意ください

- 双葉警察署からのお願い -

息子や孫を名のるオレオレ詐欺被害が多発しています

電話で「のどが痛い|「携帯電話番号が変わった|「バッグをな くした | 「会社の金を使い込んだ | 「不倫して示談金が必要だ | な どと話してくるのは詐欺ですので、十分注意してください。 警察では被害防止のため、次の点について注意を呼びかけてい ます。

- ●普段から実の息子さんと「合い言葉」を決めておく。
- 留守番電話機能を活用し、電話の相手を確認してか ら電話に出る。
- 金を請求する電話は、信用しないですぐ切る。
- 電話を切ったら、すぐ警察や家族等に通報、相談する。

不審な電話などがあったら、すぐ110番か警察署へ通報 してください。

> 双葉警察署(楢葉町) 10240(25)1500 浪江分庁舎(浪江町) 10240(34)2141

町は、

広報なみえ(毎月1日)と お知らせ版(毎月15日)を 発行しています。

次に該当する方には対応 しますので、ご連絡くだ さい。

- ●世帯分離などで広報誌が新たに必要 になった方 (ご家族が別々の場所にお住まいの 場合など)
- ●同居などで現在お住まいが一緒のた め、それぞれの世帯主に届いている 広報誌を1部にしたい方
- ●その他、広報誌の発送に関すること

問復興推進課情報統計係 TEI 0243(62)4731

避難先を 移動された方は ご連絡ください

避難先を移動された方は「避難住民届」を提出してください。 ※移動先が分からないと、町からの情報(広報誌、各種通知、 お知らせ等)が届かなくなりますのでご注意ください。

> ◆避難住民届に関する問い合わせ◆ 問総合案内 □ 0243(62)0123